

議 長 日程第11「報告第5号令和6年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 報告第5号令和6年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに計算書を調製し、次の議会に報告するため、本定例会に報告をさせていただきます。

それでは、1枚おめくりいただき、令和6年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書については、件数につきましては11件でございます。

総務費の地方創生拠点整備の9、寄中学校校舎改修事業につきましては、施工内容等の調整に時間を要したため、年度内の完了が見込めなかったため、翌年度に7,812万6,000円を繰り越したもので、財源内訳につきましては右の欄の記載のとおりとなっております。

次に、各事業名の地域防災緊急整備事業、こちらにつきましては、国の補正予算における繰越明許費によるもので、松田町におきましては、令和6年度の町補正予算に計上し、令和7年度へ繰り越したものでございます。こちらの主なものにつきましては、総務費におきましては、庁用車購入費、こちらにつきましては当初2台分の申請をさせていただきましたが、採択が1台分となったため、この金額を繰り越したものでございます。

商工費でございます。シャワートレーラー、簡易トイレの購入でございます。

消防費におきましては、トイレカーやバルーンライトほかの購入費によるものでございます。そして教育費における食料運搬車両やスポットクーラーなどの購入費を繰り越したものでございます。

次に、表中の中段になりますが、土木費でございます。こちらは、道路橋梁費につきましては、地権者との交渉が難航したために、392万2,000円を令和7年度に繰り越したものでございます。

続きまして教育費でございます。小学校費及び中学校費の整備事業につつま

してもですね、国の補助金に伴う前倒し事業として令和6年度の補正予算として計上し、令和7年度に繰り越したものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。